

令和7年8月1日からの受診方法にご注意を！

令和7年8月1日からご利用いただく「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を国民健康保険に加入している方へ送付しました。

マイナ保険証をお持ちでない方

これまでの保険証と同様に医療機関等の窓口で「資格確認書」を提示して受診してください。

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証で受診してください。受診方法は下の図のとおりです。

「資格情報のお知らせ」は医療機関等の読取機の不具合等により、マイナ保険証が利用できない場合にマイナ保険証と一緒に提示するものです。

マイナ保険証の利用にあたって「資格情報のお知らせ」が届いたことによる特別な手続きはありません。

マイナ保険証での受診方法 簡単4ステップ！

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置く



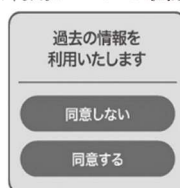
2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力



3 同意の確認（※）

診療・服薬・健診情報の利用について確認



4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

（※）同意しない場合でも受診できますが、同意することで医療機関等は患者の過去の医療情報を参照でき、より適切な診療に役立てることができます（重複する投薬を回避した処方など）。